

浜岡原子力発電所 1、2号機 廃止措置計画の変更認可申請について

2020年8月18日

当社は、原子炉等規制法(注 1)および実用炉規則(注 2)が改正されたことを受け、本日、浜岡原子力発電所 1号原子炉及び 2号原子炉廃止措置計画(以下、「廃止措置計画」という。)の変更認可申請書を原子力規制委員会へ提出しましたので、お知らせします。今後、原子力規制委員会による審査を受けてまいります。

主な変更内容

実用炉規則の「廃止措置計画の認可申請に係る条文(第百十六条)」が改正され、廃止措置計画の本文に以下の事項を記載することが規定されました。

- ・**廃止措置期間中に性能を維持すべき施設に係る事項**
- ・**廃止措置における品質マネジメントシステムに係る事項**

これを受け、これまで認可を受けた廃止措置計画の添付書類に記載していた内容について、「廃止措置期間中に性能を維持すべき施設(以下、「性能維持施設」という。)」および「廃止措置に係る品質マネジメントシステム」として廃止措置計画の本文に記載するなどの変更をおこなうとともに、この変更の中では、「性能維持施設」の対象の見直しなどをおこないました。

- 注 1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制を行う法律です。
- 注 2 実用炉規則は、正式には「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」といい、原子炉等規制法のうち、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規定に基づいて定められた規則です。

以上